

大阪第2 検察審査会 令和4年（申立）第1号審査事件

申立人 中畷哲演外1370名

## 補充書4

（電気料金値上げ時の説明とは異なり、実際には高値発注、高値賃借）

大阪第2 検察審査会 御中

令和4年（2022年）7月4日

申立人ら代理人弁護士 河 合 弘 之

同弁護士 加 納 雄 二

ほか

本書面では、関電のコンプライアンス委員会が本年4月20日付の調査報告書で明らかにした、関電が土砂処分を高値発注していたこと及び土地を高値で賃借していたことは、電気料金を値上げの認可を受けた際の説明と矛盾しており、市民を裏切っていたことを述べます。

### 1 はじめに

2022年4月20日に発表された関電のコンプライアンス委員会の調査報告書（以下、「本年4月のコンプラ報告書」（2022年4月28日付補充書3の添付資料1））と申します。）は、第三者委員会の調査報告書（以下「第三者報告書」と申します。）の事案を詳細に調査し、高浜町元助役森山氏関連会社への発注や賃貸借について、森山氏からの要求に応じるために、高値での発注、高値で

の賃借によって、根拠のない利益、不相当に過大な利益を与える行為があったことを明らかにしています。

すなわち、第三者報告書は「発注金額を水増ししていたなどの事実は認められず、本件取引先に対する発注金額が不合理であったと認めるまでには至らなかった」（第三者報告書・145頁）としていました。ところが、本年4月のコンプラ報告書は、第三者報告書の上記評価を否定し、土地処分問題については「監理業務の正当な対価ではなく、根拠のない利益」（上記添付資料1・113頁）と認定し、また土地賃借問題について「本件土地賃料は不相当に過大であった」（上記添付資料1・138頁）と断じています。

本年4月のコンプラ報告書では3つの事案が調査されていますが、以下では、そのうち、森山氏の関連会社である吉田開発に対して、高値での土砂処分を発注したと高値で土地を賃借したことが、電気料金値上げ時の電気料金審査専門小委員会で関電の説明とは矛盾し、市民を裏切るものであることを述べます。

## 2 土砂処分の高値発注

### (1) 大飯原発 2014年3月には事前発注約束

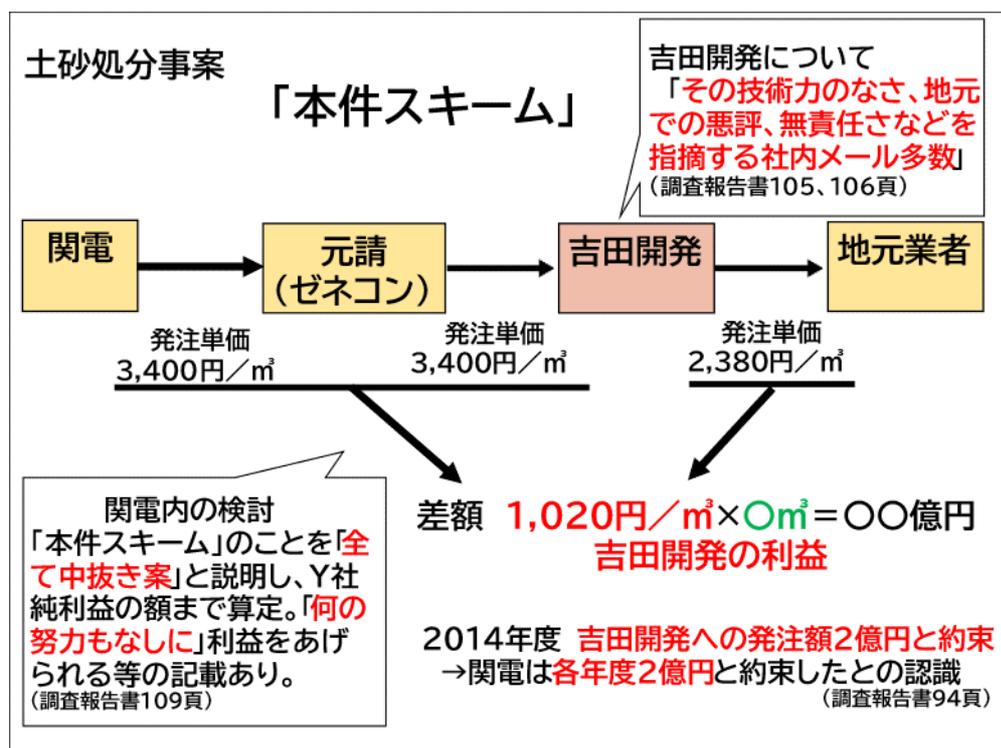
大飯発電所の幹部は2013年（平成25年）12月頃、森山氏から次年度（2014年度）における吉田開発への発注金額を10億円とするよう要求されました（上記添付資料1・26頁）。困った大飯発電所幹部は原子力事業本部と相談・協議した上で、2014年（平成26年）1月10日に森山氏との面談に臨み、吉田開発に対して、土砂処分費用約2億円、土砂量は約6万m<sup>3</sup>を約束しました（上記添付資料1・26頁、27頁）。

そして大飯発電所の幹部は、森山氏に対して、2014年（平成26年）3月14日に「大飯発電所内工事の計画について」と題する資料を交付していますが（上記添付資料1・92頁）、元請となる発注予定先は「未定」、その金額も「未契約」であるにもかかわらず、地元下請企業（一次）は「吉

田開発」、その発注金額は合計で「約330百万円」と記載されていました（上記添付資料1・92頁）。これは元請先も決まっていなのに、その元請が吉田開発に発注することとその金額が決まっているというありえない資料です。しかも発注金額が2億円から3億3千万円に増えているのは、H27年度以降の前倒しとの注釈もついていました（上記添付資料1・93頁）。本年4月のコンプラ報告書ではこの件を「事前発注約束」だと断じています（上記添付資料1・94頁）。

(2) 本件スキーム 2014年4月以降

2014年（平成26年）4月に発生した土砂流出トラブルを契機として、地元の評判も悪い吉田開発には何もさせず、森山氏の要求に応えることができるようなスキームを関電は作り上げました。以下の図のとおり、関電からゼネコンへ単価3400円/m<sup>3</sup>で発注し、ゼネコンは吉田開発へは同じ単価3400円/m<sup>3</sup>で発注します。吉田開発は地元業者へ単価を下げた2380円/m<sup>3</sup>で発注します。本件スキームは、関電社内では「全て中抜き案」と説明されていました（上記添付資料1・109頁）。



こうして森山氏側への利益供与として、吉田開発は工事に関わることなく、単価1020円/m<sup>3</sup>を儲ける仕組みが出来上がりました。

本年4月のコンプラ報告書は「本件スキームにおいて吉田開発が受け取っていた処分単価の差額（3400円/m<sup>3</sup>－2380円/m<sup>3</sup>）は、管理業務の正当な対価ではなく、その大部分が「何の努力もなしに」受け取ることができる利益であったと認めるのが相当である。」（上記添付資料1・112頁）と断じています。

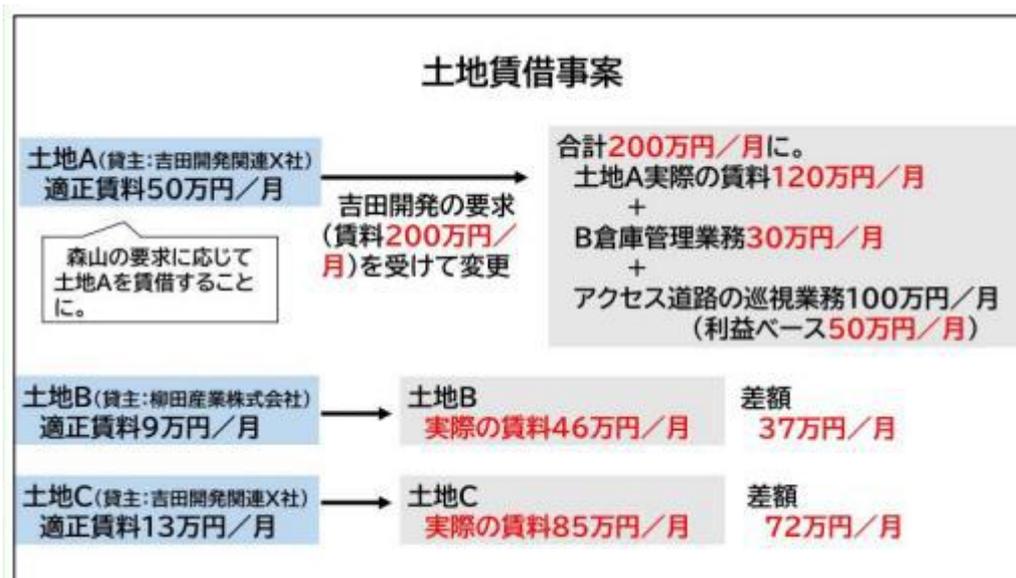
また、地元業者への発注単価は、2千数百円が世間相場であることも、関電の原子力事業本部の役職員の報告メールに記載されていました（上記添付資料1・40頁）。つまり、3400円/m<sup>3</sup>は、2380円/m<sup>3</sup>という世間相場よりも高額であることが認識されています。

「関西電力の元請（ゼネコン）に対する発注単価（3400円/m<sup>3</sup>）が不相当に高額であったとまで認定することはできない」（上記添付資料1・112頁）としていますが、世間相場よりも高額であることを認識しながら、このような発注をしていたことを見過ごしてはなりません。

単価3400円/m<sup>3</sup>は単価2380円/m<sup>3</sup>の4割強高い価格であり不相当に高いといえるものです。また仮に単価の差額が小さく見えても、土砂処分量が大きく、不必要な支出、すなわち会社に与えた損害は大きいといえます。

### 3 土地高値貸借 2015年3月1日から検討開始

土地高値貸借の概要は、本年4月28日に提出した補充書にも記載した下図のとおりです。



本年4月のコンプラ報告書は「関西電力は、土地Aの賃料交渉に当たり、吉田開発の主張する金額（200万円/月）と関西電力として許容できる上限額の差額を埋めるため、吉田開発に対してB倉庫の管理業務及びアクセス道路の巡視業務を委託していたことは明らかである。そして、土地Aの賃料についても、もともと関西電力が想定していた金額は50万円/月であり、その後の森山氏への説明資料に『当初50+追加70=120/月』と記載している以上、関西電力としては、本来あるべき賃料相当額から『追加』(=増額)したという認識を有していたものと認めるのが相当である。」（上記添付資料1・135頁）としています。

#### 4 電気料金審査専門小委員会での関電の説明

これまで見てきたように、本年4月のコンプラ報告書は、第三者委員会の調査では踏み込めなかった高値発注や森山氏からの要求で賃料などを増額したことを認め、詳細な事実関係を明らかにしました。

これにより、関電が、以下のとおり電気料金の値上げ時に効率的な経営をする旨を説明していたにもかかわらず、裏では、森山の要求に応じて高値で発注、高値での賃貸借を行なっていたことが判明しました。

(1) 2013年5月 1度目の電気料金値上げ

関電は、2013年（平成25年）1月、2月に行われた、一度目の電気料金値上げ審査の際、

「やはり我々、一番やっつけていかなあかんところは調達コストの削減ということで、それで、おっしゃるとおり、ちょっと競争比率というのは低いんで、まずこれはしっかり上げていくということとそれから、仕様なんかも含めて変えていくと。それから、匿名（引用者注：正しくは「特命」と考えられます。）の部分につきまして、前々回も申し上げたと思うんですけども、我々自身は人件費とか材料費とか、我々自身で全部査定、市況の全部指標を持っていますんで、それで査定しております、例えば、公共工事の予定価格なんかに比べまして20%程度安いというのは、一応確認はしています。」（甲73・13頁 下線は代理人によります。以下同じです。）

「競争の部分については、前回ご説明したように、競争方法の多様化ということで、平均十数%の効果を上げたと。」（甲73・13頁）

「申請原価におきましては、競争発注が困難、あるいは不能な70%弱の部分も含めまして、100%競争発注とした場合の効率化効果、削減率7%でございますが、これを適用しております。」（甲74・17頁）

と特命発注には無駄なコストが生じていない旨の説明、競争発注比率をしっかりと挙げていく旨の説明をして、電気料金値上げの認可を受けていました。

(2) 2015年6月 2度目の電気料金値上げ

2015年（平成27年）1月、関電は二度目の値上げ申請した時、同専門小委員会の委員らから、東電は競争発注比率が60%なのに関電の競争入札率は低すぎると指摘されて、関電は、

「26年度の下期には、目標の30%に近いところまではふやしております。東電さんの60%というのは、我々としてはまだなかなか非常に大変なものだと思っていますが、やはりこれからも聖域なく、例えば特命でどうしてもメーカーさんに出せない部分についても、ある部分については切り取って、第三者と競争することもできますし、色々な工夫を少しずつしていきながらだんだん広げるということで、頑張ってまいりたいと思っています。」（甲59・30頁）

と競争入札率を聖域なく拡大していく旨を説明し、2度目の電気料金値上げの認可を受けていました。

(3) 裏切り

ところが、その裏で今回発覚した高値賃貸借や高値での土砂処分工事の発注といった、本来必要のない事業の発注などをしていました。これは、明らかに消費者に対する裏切り行為です。

しかも、その後、金品受領事件が発覚した後も、発注価格は合理的なものだったと言いつけてきた関電の姿勢が問われます。

5 結語

本年4月のコンプラ調査報告書は、検察が捜査不十分で高値発注が認められな  
いとして不起訴にした部分について、コンプラ委員会が詳細な資料を明らかにし、起訴相当の議決の根拠資料を見つけ出してくれたといえます。

申立人らは、貴検察審査会において関電がこのように市民の信頼を裏切っていたことも重視していただき、本件申立について起訴相当の議決をしていただくよう強く申し入れます。

以上